# **平成30年度　横浜市障害者虐待防止研修**

～人・風土・仕組みから見た防止方法とは～

募集案内

##### 横浜市障害者虐待防止研修は、障害福祉サービス事業所等従事者を対象に横浜市独自に構築された研修であり、次により実施します。

【管理者対象】

　第１回

1日目：平成３１年２月１５日(金)　会場：ＴＫＰガーデンシティ横浜

2日目：平成３１年２月１９日(火)　会場：新横浜研修センター

定員：５０名

第２回

1日目：平成３１年３月１５日(金)　会場：ＴＫＰガーデンシティ横浜

2日目：平成３１年３月１９日(火)　会場：新横浜研修センター

定員：５０名

【サービス管理責任者等対象】※サービス提供責任者、児童発達支援管理者を含む

第1回

1日目：平成３１年２月１５日(金)　会場：ＴＫＰガーデンシティ横浜

2日目：平成３１年２月２０日(水)　会場：新横浜研修センター

定員：５０名

　第2回

1日目：平成３１年３月１５日(金)　会場：ＴＫＰガーデンシティ横浜

2日目：平成３１年３月２２日(金)　会場：新横浜研修センター

定員：５０名

カリキュラム・申込方法など詳細については、

次ページ以降の「平成３０年度横浜市虐待防止研修実施要領」を ご覧ください。

**平成３０年度　横浜市虐待防止研修実施要領**

**～人・風土・仕組みから見た防止方法とは～**

###### １ 目的

多くの障害福祉サービス事業所等で虐待防止法の理解推進や虐待防止体制の整備といった「仕組み」を中心とした対策を行っていると思いますが、虐待は絶えることはなくむしろ増加傾向にあります。

横浜市では平成28年に効果的な虐待防止研修の構築を目的に、虐待が発生する要因の調査・分析を行いました。その結果、日誌共有やマニュアルの読み合わせ、職員全体ミーティング等といった虐待を防止するための「仕組み」はうまく構築されている一面、その仕組みの運用をする「人」の質や、施設内の「風土」に多くの問題が見られ、｢仕組み」が効果的に運用されていないことがわかりました。

そこで、上記の要因を踏まえた上で、障害者福祉施設等従事者による虐待防止を目的として施設の要となる「管理者」「サービス管理責任者」を対象とした研修を実施します。

また、研修受講後は、各事業所、施設の職員の協力も得て事後課題を実施することで、事業所、施設内への研修内容の浸透を図ります。

###### ２ 日程・会場・定員　※2日間で実施(1日目は共通研修、2日目は対象者別研修)

1. **管理者研修(定員50名)**

・第1回目

　1日目：平成31年2月15日(金) 10時00分～17時00分

【会場】ＴＫＰガーデンシティ横浜

2日目：平成31年2月19日(火) 10時00分～17時00分

【会場】新横浜研修センター

・第2回目

　1日目：平成31年3月15日(金) 10時00分～17時00分

　　　　　【会場】ＴＫＰガーデンシティ横浜

　2日目：平成31年3月19日(火) 10時00分～17時00分

　　　　　【会場】新横浜研修センター

1. **サービス管理責任者等研修(定員50名)**

・第1回目

　1日目：平成31年2月15日(金) 10時00分～17時00分

【会場】ＴＫＰガーデンシティ横浜

2日目：平成31年2月20日(水) 10時00分～17時00分

【会場】新横浜研修センター

・第2回目

　　1日目：平成31年3月15日(金) 10時00分～17時00分

　　　　　【会場】ＴＫＰガーデンシティ横浜

　　2日目：平成31年3月22日(金) 10時00分～17時00分

　　　　　【会場】新横浜研修センター

**※受付は１日目、２日目ともに９時30分より開始いたします。**

###### ３ 研修カリキュラム

別紙「平成30年度横浜市虐待防止研修～人・風土・仕組みからみた防止方法とは～　カリキュラム」参照

###### ４ 受講対象者

次の要件を全て満たす者

1. 横浜市内の障害福祉サービス事業所等の管理者またはサービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者
2. ２日間のすべての日程を受講できる者

※第1回、第2回のいずれか1回（2日間）に参加ください。

###### ５ 受講者の申込

1. 申込手順

別紙「横浜市虐待防止研修申込書」に必要事項を記載の上、｢希望者確認書類」を添えて**法人でまとめて**、**郵送または電子メール**にてお送りください。

なお、希望者確認書類の**法人内優先順位は必ず記載**ください。その際に、管理者対象研修とサービス管理責任者等対象研修とで分けて記載してください。

法人内優先順位が未記載の場合や不適切な記載の場合(法人内優先順位1位が複数いる等)については、受講できない場合があります。

1. 申込様式

Webサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリ」→「２．横浜市からのお知らせ」→「８．研修・説明会等【横浜市】」に掲載します。

(Webサイト　URL:http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)

1. 申込方法

**郵送または電子メール**

※電話による申込は受け付けません。

1. 郵送による申込

郵送先：〒158-8630　東京都世田谷区等々力6-39-15

　　学校法人産業能率大学総合研究所　第３普及事業部　普及事業７課　申込受付担当　宛

※返信用封筒を同封してください（受講決定等の通知に使用します）

1. 定形郵便用封筒（長形３号：Ａ４版用紙三つ折りが入るサイズ）を使用してください。
2. 92円切手を貼付してください。
3. 法人代表者宛てに宛名を記入してください。（宛名は○○御中又は○○様としてください。）
4. 電子メールによる申込

送信先アドレス：star3@hj.sanno.ac.jp

　　 件名は「平成30年度横浜市障害者虐待防止研修 申込」と記載ください。

　　 申込様式を電子メールに添付の上、送付ください。

受講決定等の通知は電子メールにより行います。

※申込専用アドレスのため、返信やお問合せへの回答はできません。

1. 申込期限

**平成３１年２月１日（金）（当日必着）**

###### ６ 受講者の決定

1. 定員を大幅に上回った場合は、推薦された方の中から、法人内優先順位を勘案し、申込の内容を審査した上で決定します（先着順ではありません）。
2. 受講決定については２月８日(金)までに各法人あてに通知します。

###### ７ 受講料

無料（ただし、会場までの交通費、昼食、その他については、受講者負担とします）

###### ８ その他

1. 通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って来場してください。
2. 特定の駐車場はありませんので、来場の際は公共交通機関を利用してください。
3. 受講にあたり手話通訳等が必要な方は希望者確認書類の所定欄に記載してください。
4. 昼食の用意はありませんので、各自で手配してください。

###### ９ 研修に関する問合せ先

**（本研修の申込手続き・実施等に関する問合せ先）**

**学校法人産業能率大学　総合研究所 第3普及事業部　普及事業7課**

**〒１５８－８６３０ 東京都世田谷区等々力6-39-15**

**電話 ０３（５７５８）５１０３**

**FAX ０３（５７５８）５５０３**

 **研修事務局 石崎・池田**

**（本研修に関する問合せ先）**

**横浜市健康福祉局障害企画課**

**〒２３１－００２１ 横浜市中区日本大通１８　KRCビル６階**

**電話 ０４５（６７１）３６０１**

**FAX ０４５（６７１）３５６６**

**岡田・宍戸**

**平成30年度 横浜市虐待防止研修　申込書**

##### 平成　　　　年　　　月　　　日

##### 学校法人産業能率大学　殿

##### 法人等の名称

##### 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　（押印不要）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人住所(決定通知等送付先)及び連絡先 | 〒 － |
| TEL: (　　　　　　)ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 取りまとめ担当者名 |  |

※決定通知等はまとめて上記住所もしくはメールアドレス宛に送付いたします。郵送による申し込みで、法人住所と異なる場所への送付を希望する場合は、上記「法人住所」に送付先を記載ください。（受講者ごとに異なる送付先とすることはできません）

【申込書類確認】 ※□に✓を記入してください

□ 法人から複数の受講者申込みをする場合、法人内優先順位を全員分記載しましたか

□ 申込書に記入漏れなく、すべての記載項目に記入しましたか

□ 受講申込者全員分の希望者確認書類が入っていますか

□ 郵送による申込の場合、返信用封筒(長形3号、140円切手の添付、住所・法人名の記載)が入っていますか

**平成30年度 横浜市障害者虐待防止研修**

**希望者確認書類（管理者対象研修）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人内優先順位 |  | ←法人で複数人数の申し込みを行う場合、優先順位を必ず記載してください。 |
| 受講可能日（受講できる日程に○を付けてください） |  | 管理者対象研修　第1回（日程：2/15、2/19） |
|  | 管理者対象研修　第2回 (日程：3/15、3/19） |
| フリガナ |  |
| 希望者氏名 |  |
| 事業所名 |  |
| 役職 |  |
| 事業所所在区 | 　　　　　　　　　　区 |
| 施設等種別 |  |
| 施設等の主たる対象者 | １　特定なし　２　身体障害　３　知的障害　４　精神障害　５　障害児 |
| 受講に際しての要配慮事項(○を付けてください) |  | 車いすの利用 |  | 手話通訳者 |
|  | 車いす使用者用駐車場 |  | 要約筆記者 |
|  | 補助犬の利用 |  | その他(　　　　　　　　) |

 ※　受講可能日の欄で第１回、第２回ともに〇が付いている場合は、申し込み状況に

 より、どちらの日程での受講になるかを決定します。なお、受講者多数の場合は

 それでも受講できない場合があります。

※　記載漏れや不備があった場合は、受講できないことがありますので、ご注意くだ

 さい。

**平成30年度 横浜市障害者虐待防止研修**

**希望者確認書類（ｻｰﾋﾞｽ管理責任者等対象研修）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人内優先順位 |  | ←法人で複数人数の申し込みを行う場合、優先順位を必ず記載してください。 |
| 受講可能日（受講できる日程に○を付けてください） |  | サービス管理責任者等対象研修　第1回（日程: 2/15、2/20） |
|  | サービス管理責任者等対象研修　第2回 (日程：3/15、3/22） |
| フリガナ |  |
| 希望者氏名 |  |
| 事業所名 |  |
| 役職 |  |
| 事業所所在区 | 　　　　　　　　　　区 |
| 施設等種別 |  |
| 施設等の主たる対象者 | １　特定なし　２　身体障害　３　知的障害　４　精神障害　５　障害児 |
| 受講に際しての要配慮事項(○を付けてください) |  | 車いすの利用 |  | 手話通訳者 |
|  | 車いす使用者用駐車場 |  | 要約筆記者 |
|  | 補助犬の利用 |  | その他(　　　　　　　　) |

※　受講可能日の欄で第１回、第２回ともに〇が付いている場合は、申し込み状況に より、どちらの日程での受講になるかを決定します。なお、受講者多数の場合は それでも受講できない場合があります。

※　記載漏れや不備があった場合は、受講できないことがありますので、ご注意くだ

 さい。

**平成30年度 　横浜市虐待防止研修　～人・風土・仕組みから見た防止方法とは～　カリキュラム**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑴管理者・サービス管理責任者共通カリキュラム（＊仕：仕組み　人：人　風：風土）

|  |
| --- |
| **１日目** |
| 時間 | 項目 | 詳細 | 講師 |
| １.横浜市の現状等 |  |
|  | 10:0010:30  | 横浜市における障害者施設虐待の実態と市としての取り組み | 横浜市 |
| ２. 障害者虐待防止法の理解 |  |
| 仕 | 10:3011:0012:00 | (1)障害者虐待とは何か | ・虐待とはどのような行為なのかについて、「障害者虐待防止法」の定義などについて理解を深める。 ・法令で定められた対応の基本的な内容を理解する。・虐待の種類の確認。 ・関連領域の虐待防止法等について知識を深める。  | 法律事務所インテグリティ弁護士　徳田　暁 |
| 仕人風 | (2)障害者虐待の実態 | ・施設等での障害者虐待事例を通し、虐待発生の構造や管理者としての役割について、講義とグループワークで学ぶ。 ・「虐待は特別な場面や環境で起こるのではなく、どこでも起こり得る」ということを理解する。  |
| ３.虐待防止のための取り組みを学ぶ |  |
| 仕 | 13:0013:3014:3015:00 | (1)虐待防止の体制や取り組み | ・虐待防止に向けての体制づくりの必要性について理解する。 ・体制づくりのために何が必要か、具体的な対応について学ぶ。・虐待防止に向けて、自分の施設の現在の体制や取り組みを知る。 | ＮＰＯ法人こんちぇると地域活動ホームシーサイド大西　謙 |
| 人　風 | (2)日常の支援行為の検証 | ・日常の支援で虐待となる行為、虐待につながる行為について確認し、改善が必要な点について確認・共有する。 ・職員の支援スキル、アセスメントスキル、人間性、職場風土について考える。  |
| 人風 | (3)虐待防止の取り組み事例 | ・理念浸透、採用、人材育成、日報管理などの場面ごとに他施設における取り組み事例から人づくりの体制や取り組みについて学ぶ。  |
| ４.虐待の早期発見、発生時の対応  |  |
| 仕 | 15:0015:3016:00 | (1)虐待の早期発見  | ・虐待の早期発見の必要性を理解する。 ・虐待の早期発見のために必要な取り組みは何か、施設内での対応のほか、地域のネットワーク等も生かした対応等を考える。  | NPO法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会大友　勝　　 |
| 仕人 | (2)虐待発生時の対応  | ・虐待が発生した際の通報の必要性について学ぶ ・虐待行われた場合の施設での対応について、それぞれの役職等による役割や対応の手順などについて共通理解をすすめる。  |
| ５.自施設の現状確認 |  |
| 仕人風 | 16:0016:3017:00 | ⑴施設の現状 | ・自施設の現状や取り組みについての実態を棚卸しし、問題点を抽出する。 ・施設における虐待防止の推進の体制づくりや役割等について考える。 | 学校法人産業能率大学　総合研究所主席研究員　中根　貢 |
| 仕人風 | ⑵現状の共有化 | ・理念、職員の意識、支援スキル、風土、情報共有等の問題により、支援水準が低下していることを再確認する。・虐待は特別な場面や環境で起こるのではなく、福祉の基本的なことができていない場合に虐待の要因が発生することを理解する。 |

 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (２)管理者対象カリキュラム

|  |
| --- |
| **２日目** |
| 時間 | 項目 | 詳細 | 講師 |
| ６.職員の質的向上 |  |
| 人 | 10:0011:00 12:00 | ⑴職員の意識改革を促進する | ・虐待の本質が職員に理解されていないことに関する指導法を理解する。・支援員の前提条件となる組織人、人としての意識を高めることの重要性を事例によって理解する。・対応が困難な行動を抑えるのだから強い指導も必要だと、虐待の原因を利用者の問題行動に帰している意識の改善を図る。・職員に虐待、体罰という認識がなく、指導・しつけと考えている場合の対処方を検討する。・障害者施設では権利侵害は起きやすく、権利侵害を犯しそれに気づき反省する機会がないまま虐待へとエスカレートすることに対しての対策を検討する。 | 社会福祉法人　夢21福祉会　夢21ホーム山口　博之 |
| ⑵支援スキルの向上 | ・利用者への支援のスキルが低い職員が存在することに関する危機意識を再度確認する。・アンガーコントロールによる職員のメンタルヘルス。・虐待が起こった事に対する支援技術の改善、その方法等について具体的な事例で理解する。・職場内における支援スキルの育成（OJT）手法を学習する。 |
| ７.職場風土の改善 |  |
| 風土 | 13:0014:0015:00 | ⑴職場を俯瞰する | ・権利侵害は、軽度のものから連続的に悲劇的なものとなっていく。権利侵害の掘り起こしをして初期の段階での指導・対応方法を検討する。・虐待が発生している場合、周囲の職員が気づいていることがほとんどである。または周囲が虐待と認識していない場合も多く存在する。これらの風土改善を管理者としてどのように改善していくかを学ぶ。 | 社会福祉法人恵和法人本部上條　健太郎 |
| ⑵風土意識の改善 | ・虐待と聞いて、加害者側の意識に立つか、被害者側にたつ人間かの視点により、問題の見え方が違ってくることを理解する。・虐待がどうして発生してしまったかという状況だけではなく、なぜ周囲が助けられなかったかについて検討する。・虐待を考えるとき、障害者を取り巻く世界が、他の世界と違っていても良いという職員意識の存在を改善する。 |
| ８.管理者としての職場構想 |  |
| 仕組み | 15:0015:2015:4016:00 | ⑴理念の浸透 | ・福祉とは何か、施設の存在意義は何かを自施設の理念を通じて浸透させ、自分の役割を認識させる。 | 学校法人産業能率大学　総合研究所主席研究員　中根　貢 |
| ⑵報告書、日報管理 | ・ヒヤリハットの基準を明確に定める。・報告書、日報に関する記載方法を（ICF）国際生活機能分類に準じたものに修正し、モレと支援員の推測（思い込み）をチェックし修正し現状と支援員のレベルを把握する。 |
| ⑶採用 | ・募集方法、採用方式の見直しと、採用基準の明確化により支援意識を待った職員を採用する。 |
| ９．まとめ |  |
|  | 16:0017:00 | ⑴障害者福祉施設等の取り組みの改善点について検討 | ・障害者福祉施設の虐待防止の取り組みについて、さらに改善できる可能性について検討・提案する。 ・研修をとおして学んだことを中心として、虐待防止において自ら取り組むべきことを確認する。具体的方策について検討・提案する。 | 学校法人産業能率大学　総合研究所主席研究員　中根　貢 |

 |
|  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑶サービス管理責任者対象カリキュラム（＊仕：仕組み　人：人　風：風土）

|  |
| --- |
| **２日目** |
| 時間 | 項目 | 詳細 |  |
| ６. 職員への支援技術的な助言や指導 |  |
| 人 | 10:0011:00 12:00 | ⑴職員の意識改革を促進する | ・福祉に携わるものの、心構えを徹底する。・支援員の前提条件となる組織人、人としての意識を高めることの重要性を事例によって理解する。・虐待の本質が多くの職員に理解されていないことを前提に助言・指導をする技法を理解する。・虐待の原因を利用者の問題行動に帰す意識の改善を図る。・職員に虐待、体罰という認識がなく、指導・しつけと考えそれに気づき反省する機会がないまま虐待へとエスカレートすることに対しての対策を検討する。 | 社会福祉法人恵和法人本部上條　健太郎 |
| ⑵支援スキルの指導 | ・職員へのモチベーションの与え方。・利用者への支援のスキルが低い職員が存在することに関する危機意識を再度確認する。・アンガーコントロールによる職員のメンタルヘルス。・虐待が起こる兆しとなる支援についての改善指導等について具体的な事例で理解する。 |
| ７. 障害特性理解に基づく個別の支援計画と運用実態 |  |
| 風土 | 13:0014:0015:00 | ⑴支援計画を精緻化する | ・利用者主体の支援計画の策定。・施設の風土と職員の成熟度を把握する。・職員のアセスメント力のレベルを把握し、指導を行う。・現場が作成した支援計画書の場合のチェックポイントと不備が発見された場合の指摘、修正。・支援会議の充実化と効果的な会議運営。・支援会議を通じて職員の支援スキルと実態を把握し適切な職員指導をしていくための手法。 | 社会福祉法人恵和法人本部上條　健太郎 |
| ⑵支援計画の推進実態を把握する | ・管理業務の多忙化によるモニタリングの見過ごしについて検討する。・支援の実態と支援計画との乖離を把握しその原因を探る力をつける。・虐待がなぜ発生してしまったかという状況だけではなく、サービス管理責任者の関わり深度を振り返り検討する。 |
| ８.支援提供のプロセス管理 |  |
| 仕組み | 15:0015:3016:00 | ⑴支援プロセスの支援 | ・支援提供のプロセス全体を解説するとともに、そのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説する。・支援提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説する  | 学校法人産業能率大学　総合研究所主席研究員　中根　貢 |
| ⑵地域との関係プロセス | ・実際の支援提供現場における、職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築及び支援提供現場における、管理者又は職員と各関係機関との効果的なネットワー ク構築の事例を解説する。・虐待防止法とサービス管理責任者の役割について解説する 。 |
| ９．まとめ |  |
|  | 16:0017:00 | ⑴自らの取り組みについてまとめる | ・研修をとおして学んだことを中心として、虐待防止において自ら取り組むべきことを確認する。・現場に戻り、どのような手法で研修内容を浸透させるか計画を立てる。 | 学校法人産業能率大学　総合研究所主席研究員　中根　貢 |

 |  |

**ＴＫＰガーデンシティ横浜　会場案内**

■住所

〒221-0056　神奈川県横浜市神奈川区金港町３－１　コンカード横浜６Ｆ

ＴＥＬ：045-900-2526

■交通機関

①京急本線 横浜駅 きた東口 徒歩5分

②みなとみらい線 横浜駅 きた東口 徒歩5分

③東急東横線 横浜駅 きた東口徒歩5分

④JR東海道本線 横浜駅 きた東口 徒歩5分

⑤JR横須賀線 横浜駅 きた東口 徒歩5分

⑥JR京浜東北線 横浜駅 きた東口 徒歩5分

⑦横浜市営地下鉄ブルーライン 横浜駅 徒歩15分

⑧相鉄本線 横浜駅 徒歩15分

![[イメージ]]()

**新横浜研修センター（旧東芝研修センター）**

**会場案内**

■住所

〒222-0035　横浜市港北区鳥山町555番地

ＴＥＬ：045-475-8270

■交通機関

①ＪＲ・横浜市営地下鉄「新横浜」駅より

徒歩：15分(新横浜駅から環状2号に沿って南西にお進みください)

タクシー：5分

バス(横浜市営バス)：5分・「叉口橋」下車・徒歩3分

②横浜市営地下鉄「岸根公園」より

徒歩：12分

バス(横浜市営バス)：7分・「叉口橋」下車・徒歩3分

③ＪＲ「小机」駅より

徒歩：15分

バス(横浜市営バス)：5分・「叉口橋」下車・徒歩3分

